

<これまでの経過>

- ・令和5年2月20日 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（案）」及び「効率的・効果的な計画行政に向けて」を審議のうえ、決定（第52回地方分権改革有識者会議・第147回提案募集検討専門部会合同会議）

（ 一体的策定等が可能な計画等を一覧にして通知することで明確化した取組も見られる。
例：環境省通知「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」 ）

- ・令和5年3月31日 「計画策定等における地方分権改革の推進について」（別紙：「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」）を地方分権改革推進本部決定、閣議決定

同日 内閣府地方分権改革推進室から、

- ① 「効率的・効果的な計画行政の推進に向けて（依頼）」を各府省に発出
- ② 計画策定に係る次の事項について、各府省に調査依頼
 - (1) 地方公共団体の計画等に係る国の基本方針等の期間及びその根拠
 - (2) 法律に基づく計画等と他の計画等との一体的策定の可否
 - (3) 計画等の策定等に関する条項の一覧の更新
 - (4) 計画策定等における見直しの検討状況の更新
- ③ 地方六団体及び地方公共団体へ情報提供

今後の予定

各府省に照会した上記②について、調査結果等を「計画策定等に関するワーキンググループ」に報告。同WGにおいて、分析・評価、課題の抽出やそれらを踏まえた今後の進め方についてご議論いただき、結果を本有識者会議へお諮りする。